

目黒区民センターレストランの活用による障害者就労支援施設の整備について

1 経緯

目黒区民センターレストランについては、平成25年度に産業経済・消費生活課において公募により選定された現行事業者により運営されているところであるが、経営上の理由により平成28年3月末に撤退することとなった。

平成28年4月からのレストランの取扱いについては、目黒区民センター利用者等に対する食事の場の確保とともに、多様な雇用の機会につながる観点で検討を行い、現在の施設設備を有効活用することを前提として、レストラン事業等を行う障害者就労支援施設を整備することとする。

目黒区民センターは、中小企業センター（ホール）、勤労福祉会館、社会教育館、体育館及びプール、図書館、児童館、美術館等、子どもから大人まで幅広い区民の方々が利用する場所である。その一角に障害者が働くレストラン事業等を展開することにより、目黒区障害者計画の重点的な取り組みの一つである就労支援の充実を図る。

2 概要

(1)施設の概要

ア 所在地 目黒区目黒二丁目4番36号

イ 使用施設 目黒区民センター勤労福祉会館棟1階の一部（別紙図面のとおり）

ウ 貸付面積 約190m²（別紙図面のとおり）

(2)活用計画案

公募により選定した民間事業者に貸し付け、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「法」という。）第5条に規定する就労継続支援A型事業を民設民営により実施することとし、レストラン事業等を行う。従業員の定員は10名以上とし、その主たる対象者は知的障害者あるいは精神障害者とする。

(3)貸付条件等

ア 当該施設を使用貸借契約により無償で貸し付ける。また、当該施設に設置されている区の備品等についても無償で貸し付けるものとする。光熱水費は事業者が負担する。

イ 開設準備を含め事業実施に必要な施設内改修・修繕・装飾等は事業者が負担する。ただし、レストラン入口の自動ドア化や厨房設備の修繕・入替・新規導入等、事業終了後も原状回復の対象とならず、区の設備・財産となり得るものについては、区と事業者による協議のうえ、費用負担の調整を行うこととする。

ウ 貸付期間は5年とし、更新については区と協議を行う。

エ 貸付期間満了又は契約解除の際は、原則として事業者の負担により原状回復を行う。

オ 法に基づく訓練等給付費（国、都、区による財政負担あり）及び都の補助により事業を運営し、区独自補助は行わない。

(4)事業者公募にあたっての考え方

- ア 平成27年4月1日現在、目黒区において、法第5条に規定する就労継続支援事業あるいは就労移行支援事業を適正に実施している社会福祉法人又は特定非営利活動法人のうち、カフェあるいはレストラン事業の実績が1年以上ある法人又は食品の製造・販売の実績が1年以上ある法人を対象とする。
- イ レストラン事業を主とした就労継続支援A型事業を安定的に運営することができる法人であること。

(5)今後のスケジュール

| | |
|---------------|-------|
| 28年2月15日～3月8日 | 公募期間 |
| 3月末 | 事業者決定 |
| 4月～ | 開設準備 |
| 6月中旬 | 開設予定 |

以 上